

正誤表

「未成年後見人 Q & A（令和 4 年 4 月版）」について
令和 6 年 4 月に以下の点を修正しました。

6 ページ 本文 5 行目

（修正前）変更後の戸籍の記載内容を確認したい場合には、ご自身で未成年者の本籍地の市区町村役場から戸籍謄本を取得してください。

（修正後）変更後の戸籍の記載内容を確認したい場合には、ご自身で最寄りの市区町村役場から未成年者の戸籍謄本を取得してください。

24 ページ 本文 5 行目、本文 10 行目、本文 18 行目（共通）

（修正前）(1) 10 日以内に、未成年者又は後見人の本籍地又は住所地の市区町村役場に、後見終了届を提出する。

（修正後）(1) 10 日以内に、未成年者若しくは後見人の本籍地又は後見人の所在地の市区町村役場に後見終了届を提出する。